




キャッシュレス収納が始まりました

11月からスマートフォン決済アプリを利用した、市税などの納付ができるようになりました。
また、12月からはクレジットカードとPay-easy（ペイジー）での納付もできるようになります。

○利用可能な決済アプリ

PayPay	LINE Pay	支払秘書
		
https://paypay.ne.jp/event/bill-payment/	http://pay-blog.line.me/archives/74562305.html	https://wellnet.jp/

納付手続きにはバーコードが印字された納付書が必要です

○支払い対象

- ・市県民税
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税
- ・水道料金



スマートフォン決済アプリを利用すると、市税などが24時間365日、いつでも、どこでも納付することができます。※アプリに登録した金融機関口座やクレジットカードなどから、事前にチャージが必要です

○利用可能なクレジットカード 12月から対応

VISA、マスターカード、JCB、AMERICAN EXPRESS、ダイナースクラブ
※水道料金はVISAとマスターカードのみ対応

※詳しい内容は市ホームページをご覧ください

<https://www.city.shimabara.lg.jp/page6237.html>



▶問い合わせ先 税務課 (☎内線 178) ・水道課 (☎内線 592)

住民票とマイナンバーカードに 旧姓きゅううじ（旧氏）が併記できます

11月5日から住民票、印鑑証明書、マイナンバーカードおよび公的個人認証の署名用電子証明書への旧姓併記の制度が始まります。

婚姻などで氏に変更があった場合、旧姓（旧氏）を住民票に併記した上で、印鑑証明書、マイナンバーカードおよび公的個人認証の署名用電子証明書にも併記し、公証できるようになります。
※住民票に旧姓を併記したい場合、市役所での手続きが必要です

旧姓の印鑑を実印として登録し、印鑑登録証明書を発行できます。



こんなときに！

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます。



こんなときに！

旧姓併記のための請求手続きは2段階

STEP 1

旧姓が併記された戸籍謄本などを用意します。

○入手方法は3種類

- ①本籍地の市区町村窓口で請求
- ②本籍地へ郵送で取り寄せ
- ③コンビニで発行（本籍地が対応している場合に限ります）



STEP 2

用意した戸籍謄本などと一緒にマイナンバーカード（通知カード）を持って市役所へ来庁してください。



▶問い合わせ先 市民窓口サービス課 (☎内線 182)